

YES-NO疑問文における片寄りと否定

鄭 相 哲

キーワード：「YES-NO疑問文」「片寄り (bias)」「否定疑問文」「名詞述語文」

1. はじめに

よく指摘される疑問文の分類に、その形態的な特徴から、WH 疑問文と YES-NO 疑問文を区別する二分法がある。この異種の疑問文を否定辞の観点からみると、

(1) A：「なぜ来るんですか？」 B：「なぜ来ないんですか？」

(2) 「色々忙しくってね。来ようと思うんだけど、つついー」

毛皮のコートのその若い女は、ちょっと言い訳がましく言って、

「何か欲しいものある？ (=ない) 何でも言いなさいよ」

「別にいいや」(泥棒、105)

(1)のWH疑問文では肯定・否定述語によって常に文の意味が違うのに対し、(2)のYES-NO疑問文では、一つの事態を確認するため、肯定と否定どちらでも用いることが出来る。しかし、次例が示すように、YES-NO疑問文の肯定・否定が常に任意的に選択される関係にあるわけではない。

(3) 「加藤さんは、イベント列車が好きなんですか？」

「いや、そんな男じゃないんですがね。あの時は、急に、乗りたくなったといっていましたね」「そして、切符を、ゆずられた (≠ゆずられなかった)？」

「ええ」(EF、100)

勿論、肯定・否定疑問文の義務的な選択には、様々な要因が関与していると思われるが、一つの要因として、応答に対する話し手の予想（以下、片寄りと称する）ということが考えられる。

本稿はYES-NO疑問文を対象とし、従来あまり指摘されることのなかった疑問文が持つ片寄り(bias)に焦点を当てて、その片寄りの観点から疑問文の分類を提案し、以下のような否定疑問文の違いを論じることを目的とする。

(4) (啓子は、大友由佳の所へ電話をして、明美が病気ではなく、実は家出したことを話

す)「それじゃ、病氣じゃなかったんですか?、明美」話を聞いて、由佳が言った。

「そうなの。何か心当たりはありません?」(泥棒、279)

(5)「この間、機関銃を撃ち込んで来たのは……」[松の木組ですが]

(今度の事件も)「あそこじゃないの?」

「さあ……。浜口社長に言い含めてるはずですが」(セーラー服、145)

疑問文がある種の予測を持つというのは、肯定・否定疑問文の選択を支配する原理と非常に密接な関連があるだけでなく、文の伝達・機能論的な観点からみれば、述べ立て文への転換をも予期させるもので、疑問文の理解にも、極めて重要な意味を持つものと思われる。^{注1}さらに、こういった試みは、片寄りを持ちやすい否定疑問文における否定辞の役割、またいわゆる確認要求の表現と言われる「ジャナイカ」形式の成立事情を探ることにも繋がるものである。

以下、2では片寄りの観点から疑問文の分類を提案し、その中で上例(4)(5)の位置を確認し、さらに名詞述語文と形容詞・動詞述語文との連続性を指摘する。3では(4)(5)の文の文法的な違いについて論じる。

2. 片寄り(bias)からみた YES-NO 疑問文

2.1 片寄り(bias)^{注2}とは

まず、片寄り(bias)とは、「YES-NO 疑問文を発する主体が、予め肯定の答えを予想すること」である。疑問文が片寄りを持っているかどうかを明示的に示すことは容易ではないが、便宜上、本稿では述語形式の置き換えを手がかりに区別することにする。つまり、述語形式を置き換えても応答までを含めて談話として自然であるものを片寄りを持たない中立疑問文とし、それ以外のは何らかの片寄りを有するものとする。肯定述語と否定述語(あるいはその反対)が置換できるというのは、選択案の一つを中立的に提示しているからに他ならない。^{注3}次の例を見よう。

(6)「この団地へ行きたいんですけど、分かりませんか(=分りますか)?」若者が、メモを取り出して、華子にみせた。「あら。ーうちの方だわ」(泥棒、195)

(7)「もう食べないの(^{注4} 喰べるの)?」黒木が不思議そうに泉の顔を見た。

「ええ、もう結構」(セーラー服、184)

上例から分かるように、(6)は自然に否定述語を肯定述語に置き換えられるが、(7)は不自然である。もし、(7)で述語を置き換えられたとしても、同一の応答では不自然である。もう少し、このことを明確にしよう。次の例を見られたい。

(8)「加藤さんは、イベント列車が好きなんですか?」

「いや、そんな男じゃないんですがね。あの時は、急に、乗りたくなったといっていましたね」「そして、切符を、ゆずられた（≠ゆずられなかった）？」

「ええ」（＝(3)）

もし、(7) (8)で「食べるの?」「ゆずられなかった?」というのが、文としては許容できたとしても、上と同一状況では質問者の視覚的あるいは聴覚的な能力を疑われる「何を見ているんですか」「何を聞いているんですか」のような詰問を受けたりして、自然な談話が成り立たない。

2.2 片寄りから見たYES-NO 疑問文

ここでは、まず前節の規定に基づいて片寄りを有するものと、そうでないものを区別する。次に、肯定否定を含めて述語形式と片寄りが対応するものと、対応しないものとを区別（その弁別方法については後述する）し、それぞれの場合を検討する。

2.2.1 中立疑問文（片寄りを有しない場合）

中立疑問文とは、ある事態の成立・不成立に関して予めそのどちらかへ傾き・予測を含まないで、中立的に問いかける疑問文であるが、述語形式の置換が可能なものを含めて、以下のような三つのタイプがある。

A. 選択疑問文

まず最初は、いわゆる選択疑問文である。選択疑問文とは、質問者が当該の事態についてどちらかが予測できない、すなわち、Aと～A（B）の予測が同等に共存する状況で用いられる。従って、全ての選択案を中立的に提示し、その判定を求めるものである。その選択案の有り方は、(9)のような[A、B]のタイプと、(10)のような[A、～A]のタイプと、がある。

(9)「あの……ラーメンですか？ カツ丼ですか？」「ラーメン」（結婚、45）

(10)「私の顔が見える？ 見えない？」

「見えないよ。まだ夜が明けないじゃないか？」（雪国、40）

B. 肯定と否定述語の置き換えが可能な場合

次は、述語形式の置換が可能な場合である。このタイプは、選択案の集合からどれなのが予測できないという点においては、選択疑問文と同様である。しかし、選択案の一つを中立的に提示し、その判定を求める、という点が重要な違いである。

(11)「それと、津村さんもみえてないんですけど、何か聞いてます（＝ません）？」

「え？—ああ、津村君か。いや、彼はいいんだ。分ってる」（泥棒、189）

(12)「ナンバーの数字は、おぼえていない（＝いる）？」

「最後の一けた0やったけど、……」（裁判、168）

(11)が肯定、(12)が否定疑問文の例であるが、両方とも述語形式の置換が可能である。

C. 形式化・慣用化

最後は、形式化・慣用化された場合である。このタイプも選択案の集合の中からどれなのかが予測できない点においては、上述の二つのタイプと同様である。しかし、選択案のどちらかを提示し判定を求める際、そのどちらが用いられるかが、予め固定・形式化されたもので、次の二つに区別することができる。

C1 形式化

形式化とは、対応する形式がないか、または使われないものを意味する。

(13)「お帰りにならないんですか？」「ちょっとやりかけの仕事があつてな」

「お手伝いしましょうか？」「いやいや、そんな必要はない」（結婚、137）

(14)「私が送って行きましょうか？タクシーを呼んで」

「そうしてもらえると助かります。麻美さんは構いませんか？」

「ええ、ご迷惑でなければ……」（結婚、169）

C2 慣用化

この慣用化たるものを厳密に規定するのは、非常に困難であるが、一応ここでは、対応する形式が存在はするものの、中立的には用いられにくいもの、と規定する。

(15)「寺沢君！君がどうしてここに？」「そんなことより、大丈夫ですか？」

「う、うん。俺は大丈夫……。」（結婚、161）

(16)「眠れましたか？」と、津村が訊いた。「君は？」（泥棒、64）

勿論、形式・慣用化されたものが上例に限られるわけではないが、他の例も上の分類に準じて考えることが出来る。これらは、述語形式を置き換えられるものではないが、後述する片寄りを有する諸条件を満たさないかぎり、中立疑問文と認めていいだろう。

以上、中立疑問文の三つのタイプを指摘したが、これらは、先行発話と無関係であるか、どちらかが予測しにくい状況で用いられる。次は、片寄りを有する文を検討しよう。

2.2.2 述語形式と片寄りが対応する疑問文

片寄りとは述語形式が対応する疑問文のもっとも顕著な特徴として、先行発話との強い関連性を指摘することができる。これらは単に先行発話が含意する命題を確認するものと、そこから他の命題を推論するものに分れる。

A. 先行発話の含意の確認

- (17) 「それにしては、元気がないみたい」「疲れているんだろう」
「気疲れですか」「まあ、そんなものだろうと思うよ」(愛人物語、62)
- (18) 「任意の取り調べですからね、無理に引きとめるわけにもいかんでしょう」署長は言うのだ。「帰宅させるつもりですか?」峯山は問うた。
「仕方ありませんよ」(裁判、255)

この様な文は、先行発話が含まれる事態を確認するもので、片寄りと言語形式が対応するというのは、先行発話から示唆される通りの述語を選択するからであろう。従って、これらは、肯定・否定述語の置換が出来ず、その選択が義務的であると考えられる。

B. 推論

先行発話の確認と推論は連続するもので、明確な境界線が引きにくいのが、本稿では、一応、以下指摘する形式を手がかりにして、両者を区別することにする。

- (19) 「ねえ、もう一つ訊いていい?」
「そしたら黙るか?」「ええ」(結婚、90)
- (20) 「依頼者に返したんじゃないか、と言うんですがね。本人は……」
「はっきり、おぼえていないわけか?」「そうです」(裁判、209)
- (21) 「かおりを殺した犯人のことだけどね」京子が、急に声をひそめて、由美に言った。
「なに?」「ひょっとすると、原田さんが殺したんじゃないかと思ったの」
「プロポーズして、断られたから?」「ええ」(EF、128)
- (22) 「あの男、昔はウチの組にいたんですよ」
「まあ! それなのに、前の親分の亡くなったのを知らないの?」
「人情、紙の如し、ですな」(セラー服、76)
- (23) 「申しわけありませんが、もう一人、解剖をお願いすることになりました」と、八木は、まず、いった。「また、殺人ですか?」(EF、141)

(19)(20)は「そしたら」「わけか」から分るように、推論である。推論の場合、基本的にそれが成り立つように根拠を提供してくれるのは、主として先行発話と状況である。従って、文中に提示されるものは、先行発話を根拠として選択案の集合から選択されたものである。次は、(21)は相手の先行発話の理由について、話者なりの考えを提示し、その確認を求めるものである。(22)は先行発話の内容が、ある条件を加えてもお成立するかどうかを確認するものである。(23)は先行発話の理由を、話者の既存知識を根拠として推論し、それを確認するものである。こういった事情は「カラ」「ノニ」「マタ」などが示している。これらも、推論通りの形式を選択するので、背

定・否定述語の置き換えが出来ず、その選択が義務的であると考えられる。

以上、述語形式と片寄りが対応するいくつかの場合を検討してきた。しかし、ここで注意すべきは、疑問文の成立において、話し手の予想が関与することである（勿論、予想を持たない場合もあるが）。既述のものは、全て話し手の予想と先行発話や談話場から示唆された新しい情報とが矛盾しないか、あるいは話し手の予想の根拠が乏しい等の理由で現実の新情報を優先させた場合であった。もし、話し手の予想と新しい情報との間に矛盾が生じると、即ち、話し手はある命題 P ($\sim P$) の成立を予想していたが、現実には $\sim P$ (P) の成立を示唆される場合は、次のような事態が起るだろう。

(24) 「どんなトリックかはわかった。その確認をしたいんだ」 十津川が、微笑して見せた。

「本当にわかったんですか?」「今、その証明をするよ」(EF、42)

上の文では、「トリックは簡単に解けるものではない」といった予想と、「どんなトリックかはわかった」という新情報との間に矛盾が生じ、真偽が定まらない状態になる。従って、主体は事実の真偽関係を確かめるために、現実の新情報をもう一度確認するものである。さらに、話し手は自分の予想に確信が持てれば、現実の新情報を否定する、片寄りと述語形式が対応しない疑問文が生成されるだろう。

(25) 「あの赤いカーディガン着た奴さ、間違いないよ」

「あれで男か、女じゃねえのか?」「男だよ」(セーラー服、153)

2.2.3 述語形式と片寄りが対応しない疑問文

述語形式と片寄りが対応しないというのは、肯定疑問は否定の片寄りを、否定疑問は肯定の片寄りを持つものである。このような文が生成されるのは、既述のように、話し手の予想と現実の新情報との間に矛盾が生じる場合である。もう一つ考えられる理由は、現実の新情報が新しい命題を推論する根拠として、不十分な場合である。こういった場合、話し手は消極的で遠慮気味の態度が反映された否定疑問文を用いて、それを確かめる方法をとる。このことの反映か、述語形式と片寄りが対応しない文では、否定疑問文の例が圧倒的に多く見られる。しかし、(28)のように肯定疑問文がないわけではない。

(26) 「あの部屋だ、間違いいねえや」「だけど、いやに若くないか」

「年齢まで知るかよ?」(泥棒、276)

(27) 「あの岡崎由美って女カメラマンだ。どうも怪しい。ここへあの女が来てすぐ泉さんの誘拐だ。妙だと思わないか?」

「そうだな。じゃあの女、その一味か?」(セーラー服、250)

(28) 「こんな山に、昆虫がいっぱい、いそうだと思います?」(仁田1987)

上の文は、述語形式の置き換えが出来ない点から、片寄りを有する文である事がわかる。しかも、上例はそれぞれ「イヤニ若イダロウ↑」「妙ダト思ウダロウ↑」「イソウダト思ワナイデショウ↑」といった述語形式と対応しない片寄りを持つ文である。片寄り^{注6}と述語形式が対応するかどうか、といったことは応答の仕方からも確認できる。つまり、次例のように、述語形式と片寄りが対応する場合は、述語形式に準じた応答しかできないのに対し、対応しない場合は、どちらでも可能になるのである。

(29)「～任意の取り調べですからね、無理に引きとめるわけにもいかんでしょう」

署長は言うのだ。「綿宅させるつもりですか?」 峯山は問うた。

「はい、A：綿宅させるつもりです # B：綿宅させないつもりです」

(30)「こんな山に、昆虫がいっぱい、いそうだと思います?」

「はい、A：思います B：思いません」

さて、この種の文で注意すべきことは、次のような名詞述語文である。

(31)「この間、機関銃を撃ち込んで来たのは……」 「松の木組ですが」

(今度の事件も)「あそこじゃないの?」

「さあ……。浜口社長に言い含めてるはずですが」 (セーラー服、145)

(32)「10月30日ではなくて、前日か、前々日でも、撮っておいたものじゃありませんか?」 亀井が、疑問を投げかけた。「それは、違うよ。……」 (EF、29)

この種の否定疑問文のもっとも注意すべき特徴は、選択案の集合が[A、B、C、D…]のタイプなので、否定辞である「ナイ」が命題を形成しないことである。ここでの「ナイ」は、命題を否定するものではなく、選択案の集合から選択した話者の選択案を消極的・遠慮気味に主張したり、確認するものである。このような文は次のような文を媒介として動詞・形容詞文に連続して行くのであろう。

(33)「南千代子さんが、社長の命令で近づいて来たとは考えられませんか?」

塚原はギョッとした。「そ、それは……君……」 (泥棒、190)

つまり、通常[A、～A]タイプの選択案を持つ動詞・形容詞文の疑問文がハによって提示化されると、疑問文の焦点が変わり、名詞述語文の選択案の集合である[A、B、C、D…]のタイプに変わっていくのである。

以上、片寄り(bias)の観点から、YES-NO 疑問文が三分類されることを提案し、その根拠を述べた。

3. 片寄りを有する二種の疑問文

ここでは、述語形式と片寄りが対応する文と対応しない文の文法的なふるまいの違いに

ついて、考察していくことにする。前節までの考察を踏まえると、冒頭で示した(4)は前者、(5)は後者の例である。以下では、四つの観点から、両者の違いを検討するが、考察の便宜上、その違いが分かりやすい名詞述語の否定疑問文を対象として、片寄りが対応する疑問文をA類、対応しない疑問文をB類と仮称^{注7}し、論を進める。

第一は、片寄りの違いである。すなわち、A類は置き換えられないが、本来の否定辞の役割を失ったB類の「ジャナイカ」は確認要求の「ダロウ」に置き換えても文の実質的な意味は変わらない。

(34) (啓子は、大友由佳の所へ電話をして、明美が病気ではなく、実は家出したことを話す)「それじゃ、病気じゃなかったんですか? (≠病気だったデショウ?)、明美」話を聞いて、由佳が言った。(泥棒、279))」

(35) 「この間、機関銃を撃ち込んで来たのは……」 「松の木組ですが」
(今度の事件も)「あそこじゃないの? (≠あそこデショウ?)」
「さあ……。浜口社長に言い含めてるはずですが」

第二は、否定対極表現との共起制限である。A類は否定対極表現と自然に生起し、命題の構成要素になるが、B類は本来の否定辞の役割を失っている^{注8}ので、生起出来ない。

(36) 「お母さん、歌上手?」 「いいえ」
「全然、だめなの?」 「うん、全然」

(37) 「この間、機関銃を撃ち込んで来たのは……」 「松の木組ですが」
(今度の事件も)「#全然、あそこじゃないの?」

第三は、推量副詞(モシカシタラ、オソラク、タブン等)との共起問題である。つまり、A類は推量副詞と生起しないが、B類は一種の推量形式相当の働きをするので、自然に生起できる。

(38) (啓子は、大友由佳の所へ電話をして、明美が実は家出したことを話す)
「#それじゃ、タブン病気じゃなかったんですか、明美」
話を聞いて、由佳が言った。

(39) 「何か心当たりはありません?」
「そうですね……。タブン明美のことだから、一度くらい電話して来るんじゃないかとおもうけど」 (泥棒、279)

第四は、「ナンダ・ソウカ」等の形式との共起問題である。A類は命題を構成する要素なので、納得の形式と自然に生起するが、B類は生起できないのである。

(40) (啓子は、大友由佳の所へ電話をして、実は明美が家出したことを話す)
「ソウカ／ナンダ、病気じゃなかったんですか、明美」話を聞いて、由佳が言った。

(41)「この間、機関銃を撃ち込んで来たのは……」「松の木組ですが」

(今度の事件も)「#ソウカ／ナンダ あそこじゃないの?」

「さあ……。浜口社長に言い含めてるはずですが」

以上、名詞述語文を中心に、かなり性質が違ふ二つのタイプの否定疑問文を検討してきた。B類の場合、上の考察から分かるように、本来の否定辞がその役割を果たさず、一種のモダリティ形式相当の働きをするという点から、既に否定疑問文の名が相応しくないのかも知れない。確認要求を表すと言われる「ジャナイカ」は、おそらく、このB類の否定疑問文がさらに固定・形式化され、一つの複合辞になったものであろう。

4. おわりに

本稿では、片寄りの観点から、YES-NO 疑問文の分類を提案し、片寄りを有する疑問文が述語形式と対応する場合と、しない場合の文法的なふるまいの違いについて述べてきた。疑問文の理解において、本稿の片寄りという観点の有効性は、「ジャナイカ」形式の成立事情だけではなく、応答の仕方や肯定・否定疑問文が選択される諸条件との深い関連性から、十分明らかになったと思う。しかし、名詞述語文を中心とした否定疑問文が一つの複合辞として固定化されたと思われる「ジャナイカ」形式へ移行して行く、より具体的な事情など残された課題も少なくない。すべて今後の課題である。

<注>

- 1) 以下では YES-NO 疑問文を疑問文と称することがある。なお、否定疑問文とは、主たる述語に否定辞を伴う疑問文、という形態的な面からの暫定的な規定である。
- 2) 太田(1980)・仁田(1987)等を参照
- 3) 述語形式の置換が、片寄りを持つかどうかの絶対的な基準にはならない。後述するように、中立疑問文でも述語形式の置換できないタイプも存在する。
- 4) 「ノ(カ)」の疑問文は、しばしば指摘されるように、通常の疑問文とはかなり違ふ性質を有する。しかし、本文の例(1)や以下のような例から分るように、片寄りとは無関係な「ノ(カ)」文がある。従って、本稿では「ノ(カ)」の疑問文の異質性を認めながらも、本稿の主張と矛盾しないので、一応考察の対象に入れることにする。「ノ(カ)」の詳細については井上(1992)を参照。
 - ①「一それで、行くんですか、行かないんですか?」
- 5) ここに属する副詞は、他に「マダ、モウ、ヤハリ」などがある。また、「そしたら(すると)」と共に副詞類は、形式と対応しない片寄りを有する場合でも名詞述語文の否定疑問文を中心に生起することがある。

- 6) しかし、A のような応答をするのは、意見の衝突があったり感情的に対立する時で、話し手の意図を好意的に理解しようとしない場合である。
- 7) 田野村(1988)の分類では、本稿のA類が第三類、B類が第二類にそれぞれ相当する。しかし、本稿のA・B類は否定疑問文だけを意味するわけではない。
- 8) この形式については既に井上(1990)、また後述の納得の形式については田野村(1988)等で指摘されている。

＜参考文献＞

- 安達 太郎(1992)「「傾き」を持つ疑問文」『日本語教育』77
- 井上 優(1990)「「ダロウネ」否定疑問文について」『日本語学』9-12
- (1992)「受信情報の疑問文」『言語理論と日本語教育の相互活性化』津田日本語教育センタ
- 太田 朗(1980)「否定の意味」大修館書店
- 田野村忠温(1988)「否定疑問文小考」『国語学』152
- (1991)「疑問文における肯定と否定」『国語学』164
- 仁田 義雄(1987)「日本語疑問表現の諸相」『言語学の視界』大学書林

＜用例の出典＞

- 赤川次郎『セーラー服と機関銃』角川文庫 『泥棒』角川文庫 『結婚案内ミステリー風』角川文庫
川端康成『雪国』角川文庫 笹沢左保『愛人物語』文春文庫 西村京太郎『E F 63形機関車の証言』角川文庫 『消えたドライバー』角川文庫 和久峻三『裁判官の陰謀』角川文庫

(大阪大学 大学院生)